

3. 助成事業の参考例

- ・参考例に記載されていても、審査により認められない場合があります。
- ・募集開始時点で助成対象が変更されている場合もあります。

① 一般コミュニティ助成事業

	区 分	助成対象となるもの	認められないもの
1	生活環境、美観の維持	芝刈り機、草刈機、エアコン等	公衆トイレ、車両（乗用式のトラクター・ステップ式草刈機等） 埋込型エアコン
2	健康の管理・増進	トレーニング用具、健康管理器具等	医薬品、衛生用品等 新型コロナウイルス対策備品
3	生活安全の確保の推進	防犯灯（但し、ポールを新設しての取付け）、パトロール用品等（※1）	・「既存電柱への防犯灯取付」は基本的に不可 ・車両に搭載する目的の備品（無線機等）、防犯カメラ ・照明器具等のうち電球のみの整備
4	お祭り・運動会等コミュニティ行事	太鼓、おみこし、山車、ハッピ、テント、組立式やぐら、提灯など	・左の物品でも、お寺や神社の所有となる物品購入は認められません。 ・動力の付いた屋台、山車等 ・一般調理器具
5	文化・学習活動	視聴覚機器、音響機器、机・椅子、パソコン、コピー機等	・地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等） ・PCアプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象）
6	体育レクリエーション活動	スポーツ用具、遊具、照明施設	・自転車、基礎のある倉庫、グラウンド整備
7	その他	掲示板、屋外放送設備等 基礎工事（アンカー工事を含む）の伴わない簡易倉庫・収納庫・物置等（※2）	・建物と実質一体とみなせるもの（畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル） ・防災目的の備品

※1 防犯灯の設置等土地を要する場合は、土地登記簿謄本及び公図の添付が、申請時に必須となります。

※2 簡易倉庫・収納庫・物置等については別途規定があります（ブロックの上に設置する簡易なもので、同時に整備する備品を保管する目的に限り1個まで）。

② コミュニティセンター助成事業（県内上限 4 件までの申請）

- ・集会所等の新設、建物登記費用、設計監理料は対象となります。
- ・地方自治法第 260 条の 2 に定める認可地縁団体名義での建物の保存登記が必要です。
- ・建築基準法上の大規模修繕に該当しない改修、既存建物の増築は対象となりません。

③ 青少年健全育成助成事業

- ・屋外活動・イベントの実施、各種スポーツ大会の実施ほか
- ・参加者・スタッフ・実行委員に関する経費（旅費交通費、宿泊費、食費、打ち合わせ等の経費）は、対象となりません。
- ・賞金・賞品に係る経費は対象となりません。（ただし、記念品は安価なものは対象）